

令和5年12月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-6304-2745

FAX：03-6304-2744

e-mail：info@e-606.net

## 「年収の壁」対策のキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）が新設されました

厚生労働省は、年収の壁・支援強化パッケージとして、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を新設し、2023年10月20日から手続きを開始しました。

キャリアアップ計画書を作成した上で、要件とされる取組みを6か月間継続した後、2か月以内に申請をします。

### ◆対象となる労働者

・2023年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件を満たす者であること

・社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されていること

・社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していないこと

### ◆手当等支給メニュー

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成されます。助成額は、労働者1人あたり中小企業で10万円（大企業は7.5万円）が6か月ごとに、3年目までの合計で最大50万円（大企業は37.5万円）支給されます。

### 【要件となる取組み】

- ① 1年目：賃金の15%以上を追加支給
- ② 2年目：賃金の15%以上を追加支給＋3年目以降の取組み
- ③ 3年目：賃金の18%以上を増額

### ◆労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に、事業主に対して助成を行うものです。以下の表の①～④のいずれかの取組みを行った場合に、労働者1人あたり中小企業で30万円（大企業は22.5万円）が支給されます。

### 【要件となる取組み】

- ① 週所定労働時間を4時間以上延長
- ② 週所定労働時間を3時間以上4時間未満延長＋5%以上の賃金の増額
- ③ 週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長＋10%以上の賃金の増額
- ④ 週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長＋15%以上の賃金の増額

### ◆併用メニュー

助成額は、下記①で上記の「手当等支給メニュー」と同じ労働者1人あたり6か月ごとに10万円（大企業7.5万円）、②で労働者1人あたり30万円（大企業は22.5万円）が支給されます。

### 【要件となる取組み】

- ① 1年目：賃金の15%以上を追加支給
- ② 2年目：労働時間延長メニューの①～④に同じ

【厚生労働省「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159314.pdf>

### 12月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

11日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞

〔公共職業安定所〕

○ 特例による住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

31日

○ 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕

○ 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕

○ 固定資産税・都市計画税の納付＜第3期＞〔郵便局または銀行〕

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

M e r r y C h r i s t m a s